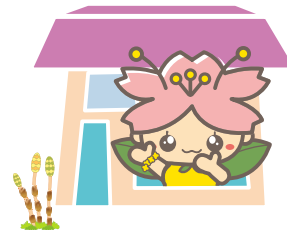


★令和6年度 保育所等入所案内★

◎保育所・小規模保育施設とは？

保育所・小規模保育施設とは、保護者が、労働または疾病その他の事由により保育できないと認められた場合に、代わって保育をする施設です。家庭での保育が十分にできないお子さんから優先的に入所しますので、申し込みをした全員が入所できない場合もあります。（定員を超えている場合は、確認のうえ“あきまち”となります）



◎入所要件について

○保育所：満6ヶ月に達している乳児から小学校就学前までの幼児で、児童・保護者ともに町内に住所を有していること。

○小規模保育・家庭的保育施設：

2歳児までの乳児・幼児で、児童・保護者ともに町内に住所を有していること。

◎施設概要

◆保育施設◆ 【問合せ先】：柴田町子ども家庭課 Tel.0224-55-2115 (内線 126)

	保育所名	電話	所在地
公立	船岡保育所	0224-55-1253	柴田町船岡新栄2丁目18-1
	槻木保育所	0224-56-1332	柴田町槻木下町2丁目6-31
	西船迫保育所	0224-57-1387	柴田町西船迫2丁目5-29
私立	しばたペンギン国際幼児園	0224-86-4481	柴田町大字船岡字下横橋54-1
	カラースツキのき園	0224-87-8946	柴田町大字四日市場字神明203
	小規模保育施設名	電話	所在地
私立	あんこハウス(土曜日休業)	0224-54-5305	柴田町船岡東1丁目4-30
	モンテッソーリこどもの家 ぼこぼこふなおか	0224-51-8834	柴田町船岡中央2丁目5-32
	保育ママ マミースマイル	0224-54-1220	柴田町船岡中央1丁目3-52
	※第3土曜日のみ休業。		
	小規模認可保育園 カラースふなおか園	0224-87-8466	柴田町大字船岡字久根添67-1
	ゆるりんのおうち槻木	0224-87-8723	柴田町槻木白幡2丁目10-34
	小規模認可保育園どれみ	0224-87-8747	柴田町槻木上町3丁目2-15
くまの子	0224-87-8992	柴田町大字船迫庚申前24	

◆保育実施日・保育時間◆

○保育所：保育実施日 月曜日～土曜日
 保育認定時間（標準時間：11時間） 午前7:30～午後6:30
 保育認定時間（短時間：8時間） 午前8:30～午後4:30
 月～金曜日まで別額で延長保育あり

○小規模保育施設：保育認定時間（標準時間：11時間・短時間：8時間）に合わせ保育を実施します。保育実施日・保育開始・終了時間、延長保育の有無は施設によって異なりますので直接ご確認ください。

◎申込受付期間

○一斉入所申込：令和5年11月1日（水）～11月10日（金）まで
 午前8時30分～午後5時00分 ※土曜・日曜・休日を除く

○随時入所申込：令和5年11月13日（月）～随時受付

※一斉入所申込された方の入所決定後の受付となります。育休終了などで年度途中からの入所を希望される方も一斉入所申込期間内にお申し込みください。

◎入所申込について

次の書類に必要事項を記入し、※第一希望の施設に直接お申し込みください。申込書類は、各施設・役場子ども家庭課で配布しております。

- 1.支給認定申請書兼利用者申込書（入所を希望する児童 1 人につき 1 枚）
- 2.家庭で保育できない状態を確認できる書類（保護者・同居の祖父母 1 人につき 1 種類）
※65 歳以上の方は提出の必要はありません。

	家族の状況	提出書類
就労の状態にある	お勤めの方（会社員等） ※産休・育休中の方も含む	就労証明書
	就学している方	在学証明書
	農業・自営業の方	就労証明書及び営業許可証など
	内職の方	就労証明書
その他	出産（就労していない方）	申出書及び母子手帳の写し
	疾病・障がい	申出書及び診断書・手帳など
	介護・看護	申出書及び介護保険証など
	求職活動	求職活動申告書及び証明書など

3.個人番号カードまたは通知カードと本人確認書類（写真付 1 点または写真無 2 点）

4.印鑑

◎入所決定について

提出書類の内容および面談・聞き取りによる審査によって、入所要件を満たしている家庭の保育できない程度の高い児童から入所を決定します。先着順ではありません。

※申込書類に虚偽記載があった場合は、決定後でも取消しとなります。

決定通知の発送予定日は 1 月末頃になります。

◎教育・保育利用者負担額について

柴田町では、毎月初日を入所日、末日を退所日としており、月途中の入退所は実施しておりません。そのため毎月初日に在籍していれば、その月に 1 日も出席しなかった場合でも保育料がかかることとなりますので、ご了承ください。

◇保育認定子どもに係る利用者負担額表

小学校就学前子どもの属する世帯の階層区分		0～2 歳児クラス（出生から3 歳になって最初の3 月31 日まで）						3～5 歳児クラス				
国基準	階層区分	階層認定の基準	3 号認定						1 号認定	2 号認定		
			保育標準時間			保育短時間			第3号～	教育標準時間	保育標準時間	保育短時間
			第1子	第2子	ひとり親世帯等※1	第1子	第2子	ひとり親世帯等※1				
1	A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
2	B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	C1	市町村民税均等割額のみ世帯	17,500	8,750	8,000			17,300	8,650	8,000		
	C2	48,600円未満	19,500	9,750				19,300	9,650			
4	D1	48,600円以上から52,000円未満	22,100	11,050	9,000	無償となります		21,700	10,850	9,000	無償となります	
	D2	52,000円以上から67,000円未満	24,700	12,350				24,300	12,150			
	D3	67,000円以上から82,000円未満	27,300	13,650	27,300	13,650		26,900	13,450		26,900	13,450
	D4	82,000円以上から97,000円未満										
5	D5	97,000円以上から115,000円未満	33,600	16,800	33,600	16,800	33,000	16,500	33,000	16,500		
	D6	115,000円以上から133,000円未満	37,200	18,600	37,200	18,600	36,600	18,300	36,600	18,300		
	D7	133,000円以上から151,000円未満	40,800	20,400	40,800	20,400	40,200	20,100	40,200	20,100		
	D8	151,000円以上から169,000円未満	44,500	22,250	44,500	22,250	43,900	21,950	43,900	21,950		
6	D9	169,000円以上から213,000円未満	50,000	25,000	50,000	25,000	49,100	24,550	49,100	24,550		
	D10	213,000円以上から257,000円未満	55,600	27,750	55,600	27,750	54,600	27,300	54,600	27,300		
	D11	257,000円以上から301,000円未満	61,000	30,500	61,000	30,500	60,100	30,050	60,100	30,050		
7	D12	301,000円以上	74,000	37,000	74,000	37,000	72,800	36,400	72,800	36,400		

【参考】

1. 利用者負担額は、保護者の市町村民税の合算された額と、児童の年齢によって決まります。3 歳以上児と 0 歳から 2 歳児の住民税非課税世帯は無償となります。
2. 副食費、延長保育料などは無償化の対象となりませんが、副食費については、世帯の収入状況によって免除される場合があります。
3. 年に一回算定年度の切替を行い、9月分から金額が変更になる場合があります。
4. 同世帯から、小学校就学前の児童が同時に 2 人以上特定の施設に入所している場合は、2人目以降の保育料について軽減措置があります。階層によって年齢上限の撤廃があります。
5. 利用者負担額の納期限は、毎月末日となります。※正当な理由なく利用者負担額を滞納した場合は、滞納処分の措置をとることとなります。

※3 歳以上児の副食費の額：月額 4,500 円

※0 歳から 2 歳児の副食費は利用料に含まれます。